

府政報告会資料

**2018年度当初予算編成と
9月定例府議会に向けた**

府政への提言・要望

2017年 8月

民進党大阪府議会議員団

平成29年8月3日

大阪府知事 松井 一郎 様

民進党大阪府議会議員団

代 表 中村 哲之助

府政への提言・要望

～平成29年9月議会、平成30年度当初予算編成に向けて～

猛暑の候、貴職におかれては府政推進のため、様々なお取組みをされていることに敬意を表します。

7月初めに九州北部を襲った記録的な豪雨による大災害を初め、世界の各地で大規模な自然災害が多発し、多くの尊い人命が失われ、貴重な自然と生活関連施設等が破壊されました。また都市インフラの老朽化等に関する事件・事故も多発し、改めて安全・安心のための施策が最重要課題であることを示しています。

さらに今日の大規模な感染症等への対策とともに、ヒアリを初めとする海外から持込まれる危険な動植物対策は喫緊の重要課題です。また、世界各地で起こっている紛争やテロ行為で、尊い人命が奪われていることに、深い悲しみと怒りを覚えます。

さて、7月に実施された東京都議会議員選挙の結果は、誰もが驚く衝撃的な結果になりました。政治家の言動、とりわけ重要な地位にある者の一挙手一投足がどれだけ大きな影響を及ぼすかを如実に示しました。我々も一層襟を正し、府民の期待に応えていかねばなりません。

このような中、本府は全国の都道府県別比較で「安全に関するレベル」がワーストに近い状況にあり、さらに、満足度調査でも残念な結果となっています。本府は危機的な財政状況から一定脱したとはいうものの、まだまだ安心することは出来ず、引き続いて財政規律の堅持に努め、府民の安全・安心を実現すること、いざという時のセーフティネットの確立に十分な配慮をしつつ、諸事業を進めていかなければなりません。

知事におかれては、私たちがこれまでから求めてきた、

- ①頑張れば報われる社会
- ②誰にでも出番と居場所のある社会
- ③お互いの違いを理解し、支えあう社会

の実現のため、直面する府政の諸課題と、次代を切り拓く諸政策を積極的に推進されるよう切に望みます。

ついては、表題の件について、以下のとおり提言・要望しますので、可能な限り府政に反映されますようお願いいたします。

府政への提言・要望 (一覽)

1 信頼の府政を築く

- (1) 府政の進め方
- (2) 財政規律
- (3) 庁舎・府有財産の管理について
- (4) 活気ある府庁を
- (5) 公募制度の見直し
- (6) 万博誘致

2 平和と人権・自治を尊重する

- (1) ヘイトスピーチ対策
- (2) 差別撤廃と環境整備
- (3) 市町村との連携

3 子ども・女性に笑顔を

- (1) 乳幼児医療の充実
- (2) 子どもの貧困と虐待などの防止
- (3) 就労支援
- (4) 妊娠と出産へのサポート
- (5) DV対策
- (6) 子育て支援
- (7) 保育の充実

4 福祉・医療の充実

- (1) 地域包括ケアシステム
- (2) 幼老への取組み
- (3) 孤独死・自己放任をゼロに
- (4) 認知症高齢者対策
- (5) 地域貢献と福祉基盤整備
- (6) 3障がい対策
- (7) 福祉現場の安全対策
- (8) 医療従事者の健康管理
- (9) 感染症・がん対策
- (10) 受動喫煙防止対策
- (11) 難病対策
- (12) 医療体制の充実

5 人を育てる教育

- (1) いじめ、不登校児童・生徒への対策

- (2) 夜間中学
- (3) 通学安全
- (4) 府立高校の入試制度と再編
- (5) 教員配置と医療的ケア
- (6) 部活動と教員の多忙化対策
- (7) 私学助成
- (8) 日本語指導の充実
- (9) 奨学金・授業料について

6 暮らしを支える

- (1) 消費者被害対策
- (2) 生活困窮者対策
- (3) 住宅への支援

7 勤労者・中小企業・大阪を元気に

- (1) 働き方改革の推進
- (2) 自殺防止・ニート・ひきこもり対策
- (3) メンタルヘルス
- (4) ブラック企業とワークルール
- (5) 公契約
- (6) 中小企業振興基本条例
- (7) 商店街の復興
- (8) 国家戦略特区等について
- (9) 観光客の増加へ
- (10) トラック協会への補助金復元
- (11) 安全安心な持続的農業の推進

8 安全・快適なまちを

- (1) 公共交通
- (2) 空き家対策
- (3) 異常気象と環境対策
- (4) 危機管理
- (5) 警察力の充実
- (6) 自転車の安全対策とモラル
- (7) 都市インフラの老朽化対策
- (8) 水循環基本計画の策定

1 信頼の府政を築く

(1) 府政の進め方

① 「競争は私の政治哲学だ」と橋下元知事は言い続け、松井知事も同様の府政運営を続けているが、競争のスタートラインにさえ立てない人達が数多く存在するし、競争すること自体が不合理なものも相当ある。違いを互いに認め合い、誰もが共生できる社会づくりを目指すこと。

② 特別顧問・特別参与⁽¹⁾についての異常さかねてから指摘してきたところである。他の附属機関⁽²⁾委員との一元化などを含め、抜本的にあり方を見直すこと。

(2) 財政規律

① 本府の財政基盤はいまなお厳しいものである。財政規律を厳守することはあらゆる施策に優先するテーマである。さらに、これまでの府政運営では議会との議論が決定的に不足しており、議会との十分な議論なく新たな大規模投資に踏み切らないこと。

② リニア新幹線、関西圏の高速道路のミッシングリンク⁽³⁾の解消、北陸新幹線、大阪万博の誘致など、大規模プロジェクトの推進を掲げているが、費用対効果・次世代への負担・危機管理対策などを十分に検討し、後世に悔いを残さないようにすること。

③ 官と民の役割分担を見直し、新時代にふさわしい行政財政改革を大胆に進めること。なお公共施設においては、新規建設から更新・維持の時代へ転換しており、ファシリティマネジメント⁽⁴⁾の徹底で、府民の不安と負担を軽減すること。

④ 先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業のあり方

(1) 特別顧問・特別参与 知事の委嘱を受けて、特定の施策に関して調査、助言を行う者。

(2) 附属機関 執行機関の要請により行政執行の前提としての調停、審査、審議、調査などを行う。

(3) ミッシングリンク Missing-link。主に高速道路において、未整備のため途中で途切れている区間のこと。

(4) ファシリティマネジメント 活動に要する土地、建物、設備などを最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有・維持すること。

を見直すこと。

(3) 庁舎・府有財産の管理について

① 咲洲庁舎（旧 WTC）については、安全性・経済性・利便性・効率性を見地からみて撤退がふさわしいことは明らかである。本庁舎西側の解体撤去後、適切な規模の庁舎を建設し、既存の庁舎を含めて一元的な管理を実現することが望ましい。また、庁舎建設にあたっては、東京都豊島区新庁舎の手法も、選択肢の一つとして検討すること。

② 本庁舎、出先機関や各施設の駐車場は有料・無料さまざまであるが、一定の利用料金を徴収することを原則とし、どうすれば公平・妥当なシステムになるかを検討すること。とりわけ府議会議員に用意されている公用スペースはすべて原則有料とすること。

③ 府有財産の適正管理のため、府所有の未登記建物の表題登記を積極的に推進すること。

④ 全国の下位に低迷している地籍調査の促進を図ること。

(4) 活気ある府庁を

① 府庁を活気あるものとするためには、そこで働く職員が活き活きと働ける環境が大切であり、職員がその能力を発揮でき、責任感を持てる職場づくりを進めなければならない。非正規労働者が激増し、格差の拡大・固定化が進む中、公務員バッシングがますます強まっている。府庁に活気をよみがえらせ、職員が躍動する環境づくりへ大転換すること。

② 大阪府人事委員会が昨年度の勧告（2016年10月17日）の「意見」で「職員の理解と信頼が得られる制度とは言い得ない」、「制度設計の見直しが検討されるべき」と示しているように、現行の知事部局における人事評価制度を抜本的に見直すとともに、職員基本条例⁽⁵⁾の廃止も視野に入れた検討をすること。

(5) 職員基本条例 大阪府職員の人事評価を相対評価とすることや分限・懲戒処分などを定めた職員基本条例、労使関係における職員団体との交渉等に関することを定めた条例、職員の政治的行為の制限に関する条例のこと。

③ 高質な行政サービス提供のためには、有為な人材の確保が重要である。しかし、官民を問わず人材確保競争が激化し、本府の職員採用試験の競争倍率は低下傾向にある。適切な勤務条件を整備し、国、他の地方公共団体、民間企業との比較で、魅力ある職場であることを効果的に発信するなど、人材確保に向けた取り組みを強化すること。

④ 世代交代によって増えつつある若手職員へのノウハウ継承の観点から、再任用制度^⑥を効果的に運用する必要がある。職域の拡大や適切な勤務条件を整備することにより、高齢期職員が引き続き大阪府において、その能力と経験を発揮したいと考える魅力ある職場づくりを検討すること。

(5) 公募制度の見直し

民間人材の活用と職場活性化のために導入した公募制度は幾分の成果があるとしても、問題点の方がはるかに大きいことが既に明らかとなっている。「原則公募」を「できる」へ変更するなど課題に向き合い、根本的な見直しを実施すること。

(6) 万博誘致

2025年大阪万博開催に向けた取り組みが進められているが、開催に要する適正な費用負担と、国・地方・経済界のそれぞれの役割・責任の明確化を確立した上で推進すること。

2 平和と人権・自治を尊重する

(1) ヘイトスピーチ対策

① いわゆるヘイトスピーチは、もはやこれを放置することは許されない。表現の自由で済まされるものではなく、むしろヘイトクライム（犯罪）と呼ぶべきものであり、毅然とした対策を進めるべきである。

^⑥ 再任用制度 定年を迎えた公務員を再雇用する仕組み。

② ヘイトスピーチに加えて、ネット上での悪質な差別表現などの新たな差別問題が深刻化している。人権啓発の充実とともに悪質な事案を規制する条例制定に取り組むこと。

(2) 差別撤廃と環境整備

① 障がい者を理由とする差別をなくすための取り組みは、障がい者一人ひとりの生活を暮らしやすいものとするだけではなく、府民全体で障がい者の問題を考えるよい機会となり、障がいのある人もない人も、ともに地域社会の一員として暮らしていけるのが当たり前という府民文化を創造することにつながる。

大阪府では、障害者差別解消法の施行と同時に障がい者差別解消条例を施行したが、条例の附則も踏まえ、府や市町村に寄せられた相談事例について、障がい者団体等関係者の参画のもと、分析・評価を行い、差別解消の取り組みの検証を行うこと。

② あらゆる差別の撤廃に向けた取り組みを強化するとともに、2016年12月に国会で成立した「部落差別解消推進法」の目的・基本理念等をふまえ、部落差別撤廃のために相談体制や啓発及び教育の充実、部落差別の実態に係る調査を推進すること。

また、LGBT^⑦等の問題についても積極的に取り組み、公正採用選考人権啓発推進員制度^⑧等を活用して差別撤廃・人権確立に向けた企業等への取り組みを強化すること。

さらに国際都市大阪として、人権・環境等について定めたガイドランスである「ISO 26000^⑨」（2010年11月発行）の具体化に積極的に取り組むこと。

③ 府民が身近なところで人権について学べる機会を

^⑦ LGBT（エル・ジー・ビー・ティー） 女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障がいを含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の人々を意味する頭字語。

^⑧ 公正採用選考人権啓発推進員制度 企業は応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行う必要がある。そのため、一定規模の事業所で推進員を設け、研修等を行い、適正な採用選考システムの確立や従業員に対する人権研修等の実施等を推進することを目的としている。

^⑨ ISO 26000 ISO（国際標準化機構：本部ジュネーブ）が発行した、組織の社会的責任に関する国際規格のこと。

増やすための環境整備に努めること。

(3) 市町村との連携

- ① これまでの取組みにより、大阪市との連携は進んだように見えるが、言うまでもなく府内の市町村は大阪市だけではない。大阪市との連携は必要であるが、むしろ、財政基盤の弱い他の市町村との連携・支援を充実させていくことが必要である。
- ② 住民により身近な市町村で事務が行われることは望ましいが、事務の取扱いに相応しい財源が担保されていることが事務移譲の前提条件である。「権限」と「財源」はセットで考えるべきものであり、既に移管済みの事務についても、真の分権・自治に相応しいものとなっているかを点検すること。
- ③ 大阪市廃止・特別区設置⁽¹⁰⁾に向けた府・大阪市の法定協議会が始まったが、知事は府の長として、丁寧な説明と真摯な議論が行われるように努めること。とりわけ、「協定書をまとめることが目的であり、政令市廃止反対論は議論すべきではない」などの発言は厳に慎むべきである。

3 子ども・女性に笑顔を

(1) 乳幼児医療の充実

社会全体で子どもを育てていく観点からすれば、医療費助成制度に所得制限を設けるべきではない。また、乳幼児に限定せず、義務教育終了までは家庭の医療費負担をゼロにすることが、子どもを持つことを望む家庭へのあるべき支援である。

(2) 子どもの貧困と虐待などの防止

- ① 子どもの貧困対策法において、貧困対策は国と自治体の責務とされた。同法に基づき昨年度実施した「子

どもの生活に関する実態調査」の精緻な分析をもとに、「貧困は自己責任」という市場原理から脱却し、「子どもの育ちは社会全体で支える」という理念に沿った総合的政策を実施すること。

- ② いじめ・虐待で落命する子どもが後を絶たない。府の体制をさらに拡充することが必要である。とりわけ、児童相談所に相談する家庭については、経済的に不安定であることなどを理由に転居することが多く、さらに他府県へ移る場合も多く見受けられる。子どもの支援継続のためには、全国の児童相談所の相談歴を互いに把握できるシステムづくりが急務である。国に法整備を強く求めるとともに、庁内各部署や関西広域連合・府内市町村・警察等との連携強化をさらに図ること。
- ③ 経済格差を教育格差に連鎖させてはならない。学校現場で教育と福祉をつなぐ役割を担う SSW⁽¹¹⁾（スクールソーシャルワーカー）の配置を拡充すること。

(3) 就労支援

すべての国民は勤労の権利を有しており、就職困難層がその権利を行使するにあたり要する特別の配慮は、行政において提供すべきものである。

同時に、勤労は国民の義務でもあるが、自助努力に委ねてしまうのではなく、労働条件の整備など必要な支援を行政において実施すべきであり、とりわけ、母子家庭の母への就労支援策は府が率先して実施すること。

(4) 妊娠と出産へのサポート

社会情勢が少子化・核家族化へと変容する中で、地域のつながりが希薄となり、育児や出産で身近な協力を得にくい世の中となった。

そこで、妊娠、出産、子育ての間を埋める切れ目の

⁽¹⁰⁾ 特別区 日本における特別地方公共団体の一種で、市に準ずる基礎的公共団体。地方自治法第 281 条第 1 項で「都の区」と規定される（「東京都の区」ではない。しかし、現在のところ都は東京のみであるため、特別区とは事実上、東京都の区を指す）。

⁽¹¹⁾ SSW いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。

ない体制作り、シームレスなサポートが必要であり、特に妊婦の相談・健診、育児などに十分な支援策を講じること。

(5) DV対策

外国出身の女性がDV被害⁽¹²⁾にあう事例が多く、その対策はとりわけ重要である。日本語が分からないために、事案がより深刻化する傾向にあるため、母国語で対応できる窓口を拡充すること。

(6) 子育て支援

各市町村の事業計画とその進捗状況を府において検証し、実効性ある施策が実施されるよう、市町村への支援を充実すること。

さらに、地方版子ども子育て会議の開催状況が芳しくない市町村に対して、府において必要な支援を行うこと。

(7) 保育の充実

休日、夜間、病児・病後児⁽¹³⁾・短期入所などの多様な保育の充実に取り組む自治体や保育園・NPO 団体等を支援すること。

また、昨今の保育を取巻く環境は「待機児の解消」、いわゆる量の確保が主流となり、保育環境の低下が心配される。保育には様々な状況があり、例えば、0 歳児では熱を出すなどで保育所を休む日数は年間平均で 31.2 日となっており、途方に暮れる保護者は少なくなっている。病児保育という形態でも、訪問型などが強く求められている。保育の質アップと保育環境エリア拡充へ府は先頭に立って取り組むこと。

4 福祉・医療の充実

(12) DV 被害 夫や恋人など親密な関係の男性から女性に対しての身体的・精神的経済的暴力など。警察庁の認知件数では年間 3 万件にも及ぶ。

(13) 病児・病後児 病気の回復期にある子ども、回復期に至らない子ども。

府子ども総合計画⁽¹⁴⁾・第 4 次障がい者計画⁽¹⁵⁾・高齢者計画 2015⁽¹⁶⁾・第 3 期大阪府地域福祉支援計画⁽¹⁷⁾を確実に推進し、必要な人・必要なとき・必要なサービスが確保される福祉社会の構築、さらに、住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の構築へ、下記の課題をしっかりと対応すること。

また、福祉医療費助成制度⁽¹⁸⁾の全面的な再構築を進めているが、「持続可能な制度の維持」という美名のもと、総枠抑制のための見直しとなってはならない。関係者の意見を聴取しつつ、十分な検討を行い、引き続いてセーフティネットとしての役割を十分に果たすこと。

(1) 地域包括ケアシステム

現代において福祉は、雇用と経済発展を生む有望な分野になっている。利用者の人権を重視した良質なサービスの提供を確保するとともに、サービス提供者の経営基盤の安定化を図るために、様々な団体の参画も得ながら、安全・安心の地域包括ケアシステム⁽¹⁹⁾作りに取り組むこと。

(2) 幼老への取り組み

高齢者施設と保育園等を併設し、高齢者と幼児が交流する取り組みが富山県を初め各地で進んでいるが、

(14) 府子ども総合計画 平成 36 年度までを計画期間とする行政計画。児童虐待や子どもの貧困などの課題への取組み目標等を提示している。

(15) 第 4 次障がい者計画 平成 33 年までを計画期間とする行政計画。人がひととして支えあいともに生きる自立支援社会づくりを基本理念として取組み目標等を提示している。

(16) 高齢者計画 2015 平成 29 年までを計画期間とする行政計画。「みんなで支え 地域で支える 高齢社会」をキャッチフレーズに取組み目標等を提示している。

(17) 第 3 期大阪府地域福祉支援計画 急速に進展する少子高齢化や環境の変化を背景に、地域福祉を取り巻く課題も複雑・多様化していることから、その担い手である住民・ボランティア、社協、行政等、多様な主体による協働と、保健・福祉・教育等との分野連携を通じて、地域福祉施策の充実を図るため、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする行政計画。

(18) 福祉医療費助成制度 老人、障がい者、ひとり親家庭、乳幼児を対象に、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくするよう、医療費の自己負担の一部を助成する市町村に対して補助を行う制度。

(19) 地域包括ケアシステム 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能にする包括的な支援・サービス提供体制。

府内においてはまだ具体的事例を見る機会に恵まれない。府でも、事例の調査・研究を通じて効果を把握し、積極的な導入を検討すべきである。

(3) 孤独死・自己放任をゼロに

① 日本では古来より、高齢者はムラ全体で守るべき存在であり、孤独死というようなことは起こりえなかった。今日、近隣住民による見守りが期待できない以上、行政がこの問題へ積極的に関与し、高齢者を一人にしないシステムを構築し、孤独死ゼロを明確な目標に明示して取組みを推進すること。

② セルフネグレクト（自己放任）⁽²⁰⁾の方は全国で1万人を超えると指摘されている。死亡する事例も報告されており、市町村とともにこれを根絶するための有効な方策を進めること。

(4) 認知症高齢者対策

① 全国で不明者が1万人を超えることが報告されており、所在確認のための情報共有やGPS⁽²¹⁾、IOT⁽²²⁾(Internet of Things)などの取組みを進めること。

② 市町村長からの成年後見⁽²³⁾の申立てについて、地域ごとの差が大きすぎる。市町村の抱える課題を調査し、十分なノウハウを持たない市町村へのサポートなど、地域による格差を平準化させる取組みが必要である。

(5) 地域貢献と福祉基盤整備

① 地域貢献を望む社会福祉法人、非営利組織等が活動する環境向上の絶え間ない整備に努めること。

② 福祉基盤の整備において最も重要なことは人材の

確保である。その確保の妨げとなっている環境課題を改善し、人材の定着率を向上させる取組みを進めること。

③ 民生委員・児童委員の担い手不足が深刻化していることから、昨年度に見える化プロジェクトを実施したが、「インターンシップ・プログラム」の総括に基づき、参加自治体・大学を増やし、担い手の確保と活動しやすい環境づくりを進めつつ、府民の理解度を高めること。

(6) 3障がい対策

身体・知的の障がいに比べて、精神障がいは施策展開が遅れている。3障がいへの施策を平準化すべく、市町村との取組みを強化すること。

(7) 福祉現場の安全対策

① 福祉施設で相対的に弱い立場に置かれる利用者を守るための取組みを推進し、さらに、悪質な施設などは直ちにそれを公表し、社会的な制裁を促すこと。

② 介護施設のBCP⁽²⁴⁾策定がほとんど浸透していないとの指摘がある。府内のあらゆる介護施設のBCP策定について、現状を把握するとともに、必要な支援・指導を実施すること。

③ グループホーム⁽²⁵⁾等へのスプリンクラー設置などが急がれるが、様々な理由によって設置困難な施設については、関係機関と連携し柔軟に安全対策を講じること。また、府営住宅を利用したグループホームが552ヶ所で開設されているが、設置が必置とされている施設には設置を急ぐこと。

(8) 医療従事者の健康管理

医療従事者の健康管理は不可欠であるのに、定期検診を実施していない医療機関が余りにも多い。内科・

⁽²⁰⁾ セルフネグレクト（自己放任） 単身者が通常の生活を維持するのに必要な行為を行う意欲・能力を無くし、健康・安全を損なうこと。食事や医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、孤独死に至る。

⁽²¹⁾ GPS Global Positioning Systemの略。米国が軍事用に打ち上げた衛星からの信号を受信することで、自身の現在位置を知るシステム。

⁽²²⁾ IOT Internet of Thingsの略。ネットワークにモノを接続してサービスを拡充する概念。外出中に自宅の家電製品を操作するなど、その広がりには計り知れない。

⁽²³⁾ 成年後見 自己決定能力が欠如する高齢者等の財産・人権等を保護するための後見制度で、民法等関連4法の改正で2000年に施行。

⁽²⁴⁾ BCP 事業継続計画 (Business continuity planning) の略。地震などの大災害で府庁舎が被災したとしても、行政サービス等が途絶えてしまうことのないよう、また早期の復旧が可能となるよう、あらかじめ策定しておく計画。

⁽²⁵⁾ グループホーム 高齢者や障がい者が少人数（5～10人程度）で共同生活を営む住居、およびその形態。

小児科・歯科などで受診する患者は健常者とは異なり、些細なことで感染し、罹患することがある。これまでからこれを指摘してきたが、大幅な改善が図られていない。定期検診の報告がなされない医療機関は実名の公表も含めた対策を講じ、府民の健康管理に努めること。

(9) 感染症・がん対策

① インフルエンザをはじめ MERS⁽²⁶⁾、SARS など感染症に関するニュースを耳にする機会が近年になって増えている。その影響の大きさ・深刻さからすれば、医療部門だけの問題と考えるのではなく、府内市町村・企業などと一体になって対策に取り組むべきである。

② 改正がん対策基本法が昨年 12 月に施行された。がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる（がん患者が治療と仕事を両立できる）社会の構築を目指し、がんに関する教育の推進とともに法改正の趣旨を事業主等に徹底すること。

(10) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策を効果的なものとするため、保健所が現地指導するなど、指導的な役割を果たすこと。

(11) 難病対策

① 難病法⁽²⁷⁾施行後 2 年が経過し、本年 4 月には、新たに 24 疾患が指定難病に追加され、計 330 疾病となった。この間、府内の医療費助成の受給対象者は大幅に増加した。医療費助成制度に係る国の費用負担 (1/2) は法定化されたが、難病患者の療養生活の支援に関する事業は国の予算の範囲内での実施となるため、必要額が全額カバーできていない。今後ますます府の負担が増額すると思われるため、国への要請とともに府も

必要な対策を講じること。

② 多くの難病患者と団体の悲願となっている「難病センターの建設」を求める請願が 2000 年 9 月に採択されており、実現に向けた支援を行うこと。

(12) 医療体制の充実

① 地域医療構想が策定されたが、病床数の単純な数値のみで拙速な対応を進めることのないようにすること。

② 大阪の二次救急医療体制が崩壊の危機にあると医療関係者から強い指摘が出されている。弱体化した原因の究明と再構築に努めること。

③ 大阪府立住吉市民病院の廃止が府市統合本部で決められ、再編計画案が示されたが、民間病院の撤退で計画が破綻した。大阪市長は民間病院については断念するとの姿勢であったが、この程、新たな民間病院が進出したいとの考えを示したことから、市長は前言を翻し、再考するとの報道もあるが、速やかに、地域住民が安心できる再編計画を立ち上げ、医療空白を生じさせないように努めること。

④ 女性医師の就業環境の改善と整備を図るため、府として復職研修や相談事業を積極的に進めること。

⑤ 近年の 8020 運動に見られるように、また夜間の歯科救急医療が取組まれるなど、口腔（特に歯科）の健康対策が重要になっている。

しかし、本府ではこれまで医科への対策に比べると歯科への対応（歯科医師の積極的配置や専門部署を設置するなどの措置）が充分とは言えない。府民の「歯」の状況を的確に把握し、新たな施策展開のためにも、速やかに歯科専門部署（グループ）を設置するとともに、府内の保健所へも可能な限り歯科医の配置に努めること。

また、歯科救急医療への府費投入を拡充すること。

⁽²⁶⁾ MERS SARS 2015 年に中東地域や韓国等で感染拡大した新型コロナウイルス。肺炎（異型であるので診断に注意が必要）を主症状とし、死亡率が 40-50%前後と非常に高い。

⁽²⁷⁾ 難病法 難病患者への医療費助成はこれまで研究事業の一環との位置づけであったため予算の確保が課題であった。この法律で必要性が明確化されたことで、必要財源が安定的に確保されることとなった。

5 人を育てる教育

(1) いじめ、不登校児童・生徒への対策

中学校での子どもによる暴力事案は、府教委によるこの間の取り組みで減少しているが、小学校での暴力事案が増加している。中学校での取り組みに学び、小学校での取り組みに活かすこと。フリースクール⁽²⁸⁾等学校以外の場に通う児童・生徒も含めて、不登校児童・生徒の学習活動や心身の状況等の継続的な把握等、必要な措置を講じること。

(2) 夜間中学

夜間中学⁽²⁹⁾へ通う方々は、学びへの意欲という面で、最も高次の思いを抱いて勉学に励んでいるといっている過ぎではない。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の理念に基づき、これらの方々を支える取組みに公費負担を増やすこと。

(3) 通学安全

通学安全にかかるソフト・ハード両面の整備について、各市町村の自助努力だけに任せるのではなく、必要な支援を府において追加的に実施すべきである。

(4) 府立高校の入試制度と再編

① 平成 28 年度府立高校入学者選抜は、制度を大きく刷新して実施された。今後、受験生が安心して入試に取り組むことができるよう、入学者選抜を安定した制度として運用するとともに、市町村教育委員会などの意見も踏まえつつ、制度検証を続けること。

② 学校の再編は単純に府の都合で策定したルールのみで決定できるものではなく、これまでの歴史や地域での役割などを十分に考慮することが必要だ。また、小出しでの計画作成には場当たりの印象が拭えず、始めに全体計画を明らかにすること。

⁽²⁸⁾ フリースクール 不登校の子どもなどを対象に学習の機会・場所などを提供する施設・サービスなどの一般的呼称。

⁽²⁹⁾ 夜間中学 義務教育の年齢（満 15 歳）を超えており、中学校を卒業していない人や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人で、入学を希望する人に対して、夜間に中学校教育を行うことを目的とする中学校。

(5) 教員配置と医療的ケア

① 今年 4 月に文科省が公表した「教員の勤務実態調査」において、中学校教員の 6 割がいわゆる「過労死基準」を超えて勤務していることなどが示された。教員数の絶対的な不足と深刻な多忙を解決することが求められている。教育の基本は「人材」、この当たり前のことを実践するために、府が単独で加配⁽³⁰⁾を行うこと。

② 人工呼吸器を使用する子どもが府立支援学校に入学する際、原則として保護者の一日中の付き添いを求める現行の取り扱いを改め、必要に応じて看護師配置を充実すること。

また、小中学校において看護師の配置を進め、医療的ケアを必要とする子どもが地域の小中学校において学ぶことができるよう、現行の「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を継続すること。

③ 医療的ケアの技能習得を、支援学校の全教員に義務付ける先進的な自治体が現われ始めた。府においても、看護師等の指導のもと、関係教員が認定特定行為業務従事者⁽³¹⁾の認定を受けられるよう、必要な取組みを進めること。

④ 文科省は、2020 年度までに概ねすべての特別支援学校の教員に専門免許の所持を、また小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の 2 倍程度とすることを目標としている。専門免許の取得に向け、教育庁による認定講習の開催など機会の確保に努めること。

⑤ 知的障がいのある子どもたちの後期中等教育を保障するため、府立高校に設置されている知的障がい生徒自立支援コース⁽³²⁾や共生推進教室を拡充すること。

⁽³⁰⁾ 加配（加配定数） 少人数指導を行う場合やいじめ・不登校など指導上特別な配慮が必要な場合など地域や学校の教育課題に即して、基礎定数に加算される教職員定数。

⁽³¹⁾ 認定特定行為業務従事者 府や登録研修機関が実施する研修の終了者など、喀痰吸引等の実施に必要な知識、技術を有する者として認定された者。

⁽³²⁾ 自立支援コース・共生推進教室 自立支援コースは高等学校の学籍で、卒業時は高等学校の卒業証書が授与される。共生推進教室は支援学校の学籍で、卒業時は支援学校の卒業証書が授与される。これらは知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ取り組みで、クラブ活動も生徒会活動も学級活動も行う。

(6) 部活動と教員の多忙化対策

- ① 多忙を極める教員の子どもと向き合う時間や指導の質の確保のため、学校教育法施行規則が改正施行され、部活動指導員が法的に位置付けられた。府内の教育現場をみれば、一刻も早く実現を求められる内容であるため、府においても部活動指導員の活用に向け、予算措置を行うこと。
- ② 「働き方改革⁽³³⁾」や教職員の健康管理の観点から、長時間勤務の一層の縮減を図る必要があるとして、向井教育長が「全校一斉退庁日」、「ノークラブデー」の通知を行った。府立学校だけではなく各市町村立学校においてもその趣旨が実効あるものとなるよう、指導・助言を徹底すること。
- ③ 部活動手当は、週休日等に教員が4時間以上、部活動指導を行った場合に支給されている（4時間以上3,000円、6時間以上3,700円。→2018年1月からは国の基準が4時間以上3,600円に）。「働き方改革」や生徒の健康面、そして過熱防止の観点からも、土曜日や日曜日における長時間の部活動は抑制すべきである。短時間で効果的な部活動を推進するため、2時間から4時間の部活動についても手当の支給対象とするなど改善を図ること。

(7) 私学助成

- ① これまでから経常費助成⁽³⁴⁾の100%復元、耐震化率の100%達成を繰り返し提言してきた。
さらに、現行の58万円のキャップ制⁽³⁵⁾は多くの問題点を抱え、私学関係者から再考要請も強く打ち出されており、速やかに見直しに着手すべきである。
- ② 長期にわたる朝鮮学校への運営補助金ストップが学校経営を行き詰らせた結果、社会保険料の掛け金滞

⁽³³⁾ 働き方改革 仕事の質を高め組織パフォーマンスの最大化を図りつつ職員の心身の健康確保・ワークライフバランス・女性活躍の促進等を加速させるため、府は独自の働き方改革に取り組んでいる。

⁽³⁴⁾ 経常費助成 私立学校の運営において経常的に要する経費に対するの助成の一般呼称。

⁽³⁵⁾ キャップ制 府が私立高校生等を対象に実施する授業料支援について、助成金額に上限を設定していることの一一般呼称。

納にまで至っていると報道されている。このような状況を放置することは許されず、補助金復活を含めて現実的な対応方を検討すること。

- ③ 大阪府外へ進学している生徒についても授業料支援補助対象とすること。

(8) 日本語指導の充実

府内の小中学校・義務教育学校⁽³⁶⁾・高校には、日本語を十分に話せない子ども達が多数通学し、混乱も生じている。これらの子ども達が安心・円滑に学校生活を送ることを可能にするため、従来の取組みをさらに拡充するとともに、十分な予算を措置すること。

(9) 奨学金・授業料について

- ① 国際人権規約が謳う中等・高等教育への漸進的無償化の要請からすれば、貸与型奨学金は縮小していくべきであり、速やかに給付型への転換を図っていくこと。
- ② 家庭の経済状況によって大学進学を断念することのないよう、大阪府立大学における授業料減免制度を改善すること。

6 暮らしを支える

(1) 消費者被害対策

Facebook、LINE等のSNSの絡んだ消費者トラブルが急増している。とりわけ、高齢者らを狙った特殊詐欺事件が大阪で多発し、被害額が大変な高額となる事案も発生している。予防と取締りに向けて一層の取組みを推進すること

(2) 生活困窮者対策

- ① 平成27年4月から生活困窮者自立支援制度⁽³⁷⁾

⁽³⁶⁾ 義務教育学校 小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校。

⁽³⁷⁾ 生活困窮者自立支援制度 平成27年4月からスタートした生活困窮者の支援制度。生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置

が始まった。これまでは事実上、生活保護給付が唯一のセーフティネットであったが、同制度は生活困窮者に現実的な自立への道筋を提示するものである。

しかし現状は、自治体によって取り組みの態様は様々で、平成 28 年度においては約 3 割が相談窓口だけを設置しているといった有様である。生活再建につながる有効な手立てが講じられるよう努めなければならない。

② 制度における就労訓練者について、民間事業所への受け入れが円滑に進むよう、府は新規事業所開拓や事業所支援（補助金・優先発注など）を実施し、生活困窮者の仕事づくりに手厚く取り組むこと。

(3) 住宅への支援

① 簡易宿泊所の火災事故は深刻であり、宿泊者を守る消防設備等の整備を急がなければならない。そのため特別融資制度を検討すること。

② 孤独死や事故などへの懸念が障壁となって、単身高齢者の住宅確保が難しくなっている。貸し渋りなどで自立した生活を送れない高齢者や障がい者のためには、家主と行政の連携による「文京すまいるプロジェクト」（東京都文京区役所）のような先進的なシステムが必要であり、府においても同様の制度導入を検討すること。

③ 分譲マンションの実態調査とともに、今年度から管理組合等への支援策を講じることとしているが、府民への周知が不十分であり、府の施策そのものを知らない府民が多数存在する。せつかくの制度がしっかりと活かされるよう努めること。

7 勤労者・中小企業・大阪を元気に

(1) 働き方改革の推進

公労使（府もメンバー）による働き方改革推進会議が設置され、14 項目を掲げた共同宣言を出したが、数値目標を含め、実効性のあるものとするための府の
され、セーフティネットの拡充につながることを期待される。

取り組みを着実に進めること。

(2) 自殺防止・ニート・ひきこもり対策

① 「平成 27 年版 自殺対策白書」によれば、2014 年の自殺者数は 25,427 人と 5 年連続で前年比減、ピーク時から 26%もの減少ではあるが、

・年齢階級別では 20 代で 14%減、30 代で 19%減にとどまる

・自殺者の実行時間帯は深夜 0 時に集中

との特徴がみられ、若年層へのアプローチや深夜時間帯での相談窓口の充実をはじめとした見直しを行うこと。

② ニート・ひきこもりの若者に対して、生活の基礎から指導し、自立させる支援プログラムを充実させること。

国が自治体と共同で設けた「地域若者サポートステーション（＝サポステ）」事業がより活動を充実できるよう、施策の拡充に努めること。

(3) メンタルヘルス

中小零細企業において、従業員を対象としたメンタルケア⁽³⁸⁾への取り組みには遅れがある。このことも含め、労働者の待遇改善につながる公共サポートと同時に、人材確保につながる雇用者へのサポート体制を強化することが必要であり、府の単費投入も含めて検討すること。とりわけ、過重労働・過労死対策に重点的な取り組みを行うこと。

(4) ブラック企業とワークルール

① 労働者の人権と労働関係法令を無視し、利益を優先する企業には、厳正に対処すべき。また、このような企業が府の発注する事務事業の受注者となることは許されない。

② ブラックバイト⁽³⁹⁾などの横行は、働く側の「労働

⁽³⁸⁾ メンタルケア 精神面での援助・介護のこと。近年、企業内で従業員がさらされる精神的プレッシャーには大きなものがある。

⁽³⁹⁾ ブラックバイト 就業することを勧めることのできないアルバイトのこと。名称は違法な長時間労働などをさせ、入社することを勧める

と関係法令」に関する十分な知識のないこともその原因の一つと指摘されており、ワークルール⁽⁴⁰⁾を学ぶ機会を保障すること。

(5) 公契約

昨今、コストダウンばかりが叫ばれる公共発注であるが、本府経済への浮揚効果も同時に充足することが必要であり、そのためにも、地元労働者の適正な賃金確保につなげるべく、公契約のルールづくりに取り組むこと。

とりわけ、消費増税後、価格転嫁をさせない企業があり、下請け2法⁽⁴¹⁾やガイドラインを周知徹底し、公正取引に向けて監督行政庁と連携を図り、適切な行政指導を行うこと。

(6) 中小企業振興基本条例

府の中小企業振興基本条例⁽⁴²⁾が制定されて7年が経過するも、目的である中小企業振興はまだまだ道半ば。条例の趣旨にのっとり、積極的な取組みと効果的な施策展開を実践すること。

なお、社会保険料の事業者負担や雇用保険など、労働者を守る最低限のセーフティネットを負担しない事業者は、公共発注から除外するよう措置すること。

(7) 商店街の復興

これまで街の中心として、さらに地域の暮らしに大きな役割を果たしてきた商店街が、車社会の進展と大型店舗の進出などによって、シャッター通りと言われるようになってきている。少子高齢社会の中で、商品販売

のみにとどまらず、福祉的観点からもその役割をしっかりと見直し、商店街の活性化のため、府が積極的にサポートすること。

(8) 国家戦略特区等について

① 統合型リゾート（IR）⁽⁴³⁾問題が国会審議で大きく動き出した。刑法における賭博罪・依存症・マネーロンダリング⁽⁴⁴⁾、さらに環境問題など様々な課題があり、知事自らが国に対する要望課題として依存防止や地域風俗環境への対策を求めている。また国民世論でも「カジノ反対」の声が多数を占めていることも示されており、大阪へのカジノ誘致は早急に断念すべきである。

② 外国人家事支援人材⁽⁴⁵⁾の受入が可能となり、すでに府内でも働き始めているが、人材の権利が侵害されることのないよう、状況把握に努めること。

③ 大阪のホテル不足を補うため、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業が昨年4月から始まったが、これまでは利用者・事業者への配慮ばかりが重要視されたと言わざるを得ない。民泊問題が発生している状況から、いかに「住民の平安と住環境」を守っていかにかに軸足を移すべきである。併せて、違法民泊に対しては厳しい姿勢で臨むこと。

(9) 観光客の増加へ

① 大阪へのインバウンド⁽⁴⁶⁾の急増に伴い、多言語対応の強化やWi-Fiの整備拡充など、喫緊の課題となっている観光客の受入環境整備の充実・強化を図ること。

② 府内に最低1ヶ所、多言語での相談・診療ができる人材を配置し、外国人が安心して受診できるインタ

ことのできない「ブラック企業」になぞらえて命名された。

(40) ワークルール 労働に関する基本的・基礎的な決まりや職場のさまざまな労働条件を決めた慣行的ルールのこと。労働条件は原則として労使間の労働協約で定められているが、近年は偽装請負的な形態をとるものが現れている。

(41) 下請け2法 下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の2法の総称。発注者側の優越的地位を利用した大企業による不当要求から、下請け中小企業を守るための法律。

(42) 中小企業振興基本条例 中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることで、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

(43) 統合型リゾート（IR） IntegratedResortの略。カジノやホテル、会議場、ショッピングモール、レストランなどが一体となった大規模な観光施設。

(44) マネーロンダリング 日本語で資金洗浄を意味。麻薬取引、脱税、粉飾決算などの犯罪によって得られた資金（汚れたお金）の出所をわからなくすること。

(45) 外国人家事支援人材 一般家庭等へ家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人労働者などの総称。

(46) インバウンド インバウンドツーリズムの略。外国人の訪日旅行。また、訪日旅行者。

一ナショナル病院を設置すること。

③ インバウンドの急増や爆買いに伴って、「思い込み、錯覚」に陥ることのないよう、京都府が実施しているような詳細な分析（訪問の目的、訪問地、移動手段、パッケージ旅行か否か、食事を中心とした満足度など）を行い、ムダなおもてなしを排し、着実な受け入れ態勢にしていくこと。

(10) トラック協会への補助金復元

大阪府トラック協会への運輸事業振興助成補助金⁽⁴⁷⁾を府が独自に減額していることは極めて不適切な判断である。他の都道府県と同様に支出することが好ましく、速やかに復元すること。

(11) 安全安心な持続的農業の推進

① 大阪産（もん）⁽⁴⁸⁾のブランド力の向上と地産地消を中心とした販路と消費の拡大、新規就農や企業参入への積極的な支援による人材育成と確保、他分野産業との連携による6次産業化などを強化し、豊かな食生活と自然環境を実現すること。

② 大阪エコ農産物の振興、特に北河内地区のエコれんげ米の生産面積および消費の拡大を図ること。

8 安全・快適なまちを

(1) 公共交通

① 府は公共交通の維持・活性化に向け、沿線自治体と一体となった取組みが必要である。また、密接な利害を有する地域住民や運輸産業関係者などが一体となって「公共交通網の確立」を急ぐこと。利用者にとって利便性の高い交通網は各市町村の活性化にも役立つものである。また、府は各地域で進められる協議会な

⁽⁴⁷⁾ 運輸事業振興助成補助金 「運輸事業の振興の助成に関する法律」の趣旨を踏まえ、交通安全や環境保護の促進に寄与する団体等を対象とした補助事業。

⁽⁴⁸⁾ 大阪産（もん） 大阪府内で栽培・生産される一次産品とそれらを原材料にした加工食品で、大阪の特産と認められる（「大阪産（もん）名品」）のこと。

どの組織づくりをサポートすること。

② 連続立体交差事業（枚方市域・大阪市域等）の着実な推進が可能となるよう、予算枠の確保対策などを積極的に行うこと。

③ 鉄道駅における転落防止のための柵やロープ等の設置対策とともに、高速道路料金を利用者の立場に立った体系に改めていくこと。

④ 新名神高速道路とともに関係市から切望されている淀川渡架橋の早期建設と、これに伴うアクセス道路のあり方を地元市とともに着実に整備すること。また、地域住民から出されている新名神に関係する様々な課題提起に真摯な対応を行うこと。

(2) 空き家対策

① 空き家の存在は、火災の発生源となるに留まらず、延焼を引き起こす恐れもある。さらに、災害発生時に避難・救助・救援活動に支障を及ぼすことで被害を拡大させる恐れもあり、解決すべき重要課題である。空き家近隣の住宅・住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

② 住宅弱者の居住環境の改善や、地域活動の拠点作りにおいて、現存する空き家は活用の余地がある。地域の方々からアイデアと協力を得て、現実的な対応策を検討すること。

③ 府営住宅の入居者死亡等によって家財道具等が残り、新たな入居に支障が出ている住居が相当存在していることから、これの解決に向けた方策が国からも示され、本府の取組みも本格的になってきたが、さらに期間の短縮、費用の縮減に取組み、民間住宅での同様のケースへのサポートも行っていくこと。

(3) 異常気象と環境対策

① 近年になって爆発的に急増し、また大規模化している局地的な風水害に対応できるよう、ソフト・ハード両面において府内市町村との連携、支援を充実すること。

② 森林環境税⁽⁴⁹⁾を活用した危険溪流の流木対策や斜面における倒木対策を一層強化し、自然災害への対策に万全を期すこと。また税の導入による具体的な事業展開について、費用対効果を府民がしっかりと把握できるようその見える化に一層取り組むこと。

③ ため池の防災・減災対策として、ため池耐震性調査診断やため池ハザードマップ作成などを計画的かつ着実に実施すること。

(4) 危機管理

- ① 災害弱者の災害時の移動の安全を徹底すること。
- ② 災害時に備え、平時から「誰でも分かる優しい表現」で正しい情報を伝えられる取組みを進めること。
- ③ 九州北部における災害の実態と被災の詳細分析を行い、住民の防災意識、警報等の発令の時期とあり方、避難場所や経路、受援体制の確立、情報伝達のスピードと伝達の範囲・精度の再確認などを今後に生かすこと。

(5) 警察力の充実

- ① 犯罪発生時の万全な対処は、同時に、将来の抑止力にもつながるものである。警察の組織体制は、どれほどの水準であろうと十分ということはなく、警察官のより一層の増員に努めること。
- ② 警察官の職務は、常に危険と隣り合わせのものであり、財政上の理由で装備資機材を不十分なまま放置することなど、絶対にあってはならない。必要な装備資機材は漏れなく充実させ、警察官が安心して職務を遂行できる環境づくりに努めること。
- ③ 防犯カメラの存在は、犯罪の事前予防、抑止力を高めることにつながるものであり、今後も積極的な増設に努めること。
- ④ 危険な交差点などをつぶさに点検・把握し、重点的な信号機の設置を進めること。特に、子どもの横断歩道での交通事故は歩行者側が青信号でも発生する事

⁽⁴⁹⁾ 森林環境税 森林保全等に必要の財源を確保することを目的として地方税等に課される超過課税。大阪は300円/1年

例もあることから、子どもの命と安全を守るため、歩車分離信号の設置を促進すること。

また、耐用年数を過ぎ老朽化した信号制御機⁽⁵⁰⁾が多数存在することから、一昨年3月に警察庁が中長期的な整備計画を策定し、都道府県と連携して整備に取り組むよう全国の警察本部へ指示したところであり、引き続き計画的な改善に取り組むこと。

⑤ 不祥事の多発を食い止め、警察への信頼をより確かなものとされるよう取り組むこと。

(6) 自転車の安全対策とモラル

- ① 自転車保険が確実に定着するよう、関係機関との連携を進めること。
- ② 自転車の走行レーンを整備せず、歩道の走行を認めてきたことは、いわば行政の不作为であったといわざるをえない。このような状況を放置することなく、府内道路における自転車レーンの整備を計画的に推進すること。

(7) 都市インフラの老朽化対策

- ① 道路、橋梁、上下水道管などの様々な都市インフラについて、高度経済成長期に建造されたものが数多く、今後、大規模な修繕や施設更新が一時期に集中する恐れのあることを、かねてより指摘してきた。知事はこれを受け、計画的な修繕、更新を進めるとし、一定枠の予算を確保しているが、現在の取組みスピードで老朽化対策は万全とは言えない。対象物をすべて具体的に把握した上で、それぞれの達成年度を前倒しして、府民の安全・安心を守ること。
- ② 持続的な下水道機能の確保に向けた下水道法の改正を受けて、市町村へのサポートの充実にも努めるとともに、府の全施設・設備の点検を改めて行うこと。
- ③ 道路整備については、低騒音で保水性の高い舗装を行っていくこと。

⁽⁵⁰⁾ 信号制御機 交差点に原則一つずつ設置してある。時間帯に応じて、あらかじめプログラミングされた通りに自動的に信号の周期を変える。交通管制センターとつながり、実際の交通量に応じて周期を変えられるものもある。

(8) 水循環基本計画の策定

2014年7月に施行された水循環基本法に基づき、政府は「水循環基本計画」を策定した。本府では今後の取組み方針を検討するにあたり近隣府県との意見交換などを行っているが、消費者・労働者の代表など多様な府民の声を反映した行動計画を策定すること。

この提言・要望は、各ページ末に用語説明を付しています。